

はばたけ世界へ 中学生短期留学事業
令和 9 年国際交流会・海外留学実施業務委託仕様書

1. 業務名

はばたけ世界へ 中学生短期留学事業 令和 9 年国際交流会・海外留学実施業務

2. 業務の目的

福知山市（以下「本市」という。）が行う「はばたけ世界へ 中学生短期留学事業」において、次代を担う中学生に対し、国際交流及び海外留学の機会を提供する。

海外留学の応募に先立ち、留学応募の有無に関わらず対象学年が参加可能な「国際交流会」の実施をはじめとする一連のプログラムを効果的かつ安全に実施することにより、参加する中学生が国際交流を通じて新たな価値観や多様性を受け入れ、広い視野と人権感覚を身につけるとともに、自らの成長と新たなステップへの挑戦につながる機会を創出することを目的とする。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで

4. 業務の内容

- （１）国際交流会の企画・実施
- （２）事前学習会の企画・実施
- （３）海外留学プログラム企画・手配及びその旅程管理

5. 業務の詳細

（１）国際交流会の企画・実施

下記事項をふまえた国際交流会を企画・実施する。

＜基本事項＞

- ・実 施 日：令和 9 年 1 月 3 1 日（日）
- ・会 場：福知山市公立大学 講義室（最大収容人数 1 室あたり 1 4 0 人程度）
参加生徒 5 0 人以下の場合は 1 室、5 0 人を超える場合は 2 室を使用するものとする。
- ・研 修 時 間：6 時間程度（1 日）
※別途 4 0 分程度（昼休憩等）の休憩時間を確保すること。
- ・対 象 者：中学 1 年生 1 0 0 名程度（※海外留学応募者は受講必須とする）
- ・内 容：国内に滞在する外国人留学生との英語を用いた双方向のディスカッションやグループワークを行うなど、留学の疑似体験の機会を提供し、海外留学への関心を高めることができるような内容とすること。
- ・外国人留学生：2 0 名以上を派遣すること（生徒 5 人に対し 1 人程度の配置を想定）。
※なお、事前申込者数等の増減に伴う留学生の急な増減要請は行わないものとする。

＜共通内容＞

ア 本市との密接な連絡調整及び本業務の遂行に必要な諸手続全般を行うこと。

イ プログラムの詳細については、本市と協議のうえ決定し、実施に向けた必要な手配を講じること。

(2) 事前学習会の企画・実施

- ア 留学生徒及び保護者に対して、留学準備に必要な手続き等の説明を実施すること。
- イ 開催日時は、令和9年4月4日（日）と令和9年7月11日（日）の計2回とする。
- ウ 会場については、本市で用意する。

(3) 海外留学プログラム企画・手配及びその旅程管理

下記事項をふまえた留学プログラムの企画・手配を行い、留学中の旅程管理、本市からの問い合わせや調整等の対応を行う。

<基本事項>

- ・留学時期：令和9年8月4日（水）から令和9年8月13日（金）まで
- ・留学日数：10日間
- ・研修先：カナダ コキットラム 他
- ・滞在校：British Columbia Christian Academy
(所在地：1019 Fernwood Ave, Port Coquitlam, BC V3B 5A8 Canada)
- ・利用航空会社：急なスケジュール変更や体調の急変、感染症対応、気候不良などの異常事態の発生時にいち早く情報が入手でき、さらに現地におけるフライト変更など迅速・柔軟な対応ができること、また、海外支店サービス、国際・国内線の運航ネットワーク、空港運用ができ、中学生にとって不慣れな海外渡航や長時間のフライトにも安心の日本語サービス対応などが可能な日系フルサービス航空会社であること。
ただし、緊急の変更が必要な場合は、当課と協議の上、他の航空会社の利用も可とする。（令和6年度は台風7号の影響により1日前倒して帰国した緊急対応実績あり。帰国予定便は欠航となった。）
- ・滞在先：留学生徒…ホームステイ（生徒2～3人が1家庭に滞在）、全食事あり
引率者及び添乗員…学校近隣ホテルに滞在（1人1室）、機内食を除いて食事なし
- ・留学生徒数：福知山市在住かつ福知山市内の中学校に在学している2年生（出発時）15名
- ・引率者：本市より2名引率予定、受注者添乗員1名
- ・添乗員：学生団体に精通されている方（学生団体特有の行動特性や安全管理精通していること）、現地では学校担当者やホストファミリー等と十分な協力体制をとり、生徒や引率者のサポート（通訳を含む）を担うこと。
- ・内容：外国の人々との交流を通じて新たな価値観や多様性を受け入れ、自らの成長と新たなステップに挑戦する契機となるような福知山独自の留学プログラムであること。

<共通内容>

- ア 本市との連絡調整や業務を実施するために必要な諸手続業務全般を行うこと。
- イ 留学プログラム等は本市と協議のうえ決定し、安心・安全に実施するために必要な手配を講じること。

<留学プログラム>

- ア 現地に到着した際、留学生徒が学習や滞在等に関する説明を受ける機会があること。
- イ 現地校にて実践的な英語学習（ESL）の時間が含まれていること。
- ウ 異文化理解のための課外活動が含まれていること。
- エ 現地の人々との交流機会があること。（同世代の現地学生との交流等）

- オ 同世代の現地学生（バディ）を5名程度手配すること。
- カ 人権感覚を養うプログラムが含まれていること。（令和7・8年度はグラウスマウンテンにて先住民異文化体験学習を実施）
- キ ホストファミリーと過ごす休暇日が含まれていること。
- ク 帰国前に現地でお別れ会等の交流機会が含まれていること。
- ケ 上記ア～カの規定を含む10日間の研修行程一例は下記図表のとおりとする。

日程		主な研修行程一例
1日目	8月4日(水)	福知山市（指定集合場所）から空港へ出発。 空路、カナダ／バンクーバーへ出発。 ----- 日付変更線通過 ----- バンクーバー到着後、現地校へ移動。 オリエンテーション、ホストファミリーと対面し、各家庭へ。
2日目 3日目 ・ 6日目	8月5日(木) 8月6日(金) ・ 8月9日(月)	●英語レッスン（午前） 現地校講師による ESL レッスン（ESL：English as a Second Language）を福知山市の留学生徒のみの少人数クラスで受講。 ●課外活動（午後） カナダの雄大な自然や歴史・文化を実際に感じながら異文化理解を深める機会とする。（主に屋外で活動） ※同世代の現地学生（バディ）が同行する日程を含み、留学生徒と英語でコミュニケーションを図る。
4日目	8月7日(土)	●異文化体験学習（グラウスマウンテン） ※バディ同行
5日目	8月8日(日)	終日、ホームステイ先で過ごす。
7日目	8月10日(火)	●校外学習 終日バンクーバーダウンタウンツアー ※バディ同行 （オリンピック聖火台、ガスタウンなど）
8日目	8月11日(水)	●英語レッスン（午前） ●修了式・お別れ会（午後） 研修のまとめ、バディと交流会など
9日目	8月12日(木)	空路、日本へ出発。 ----- 日付変更線通過 ----- 【機中泊】
10日目	8月13日(金)	日本到着後、福知山市へ移動。 福知山市（指定解散場所）到着後、解散。

※航空機の運航スケジュールによって、国際線の日本到着が8月13日、福知山市帰着が翌日になる場合は、深夜の移動・到着も考慮した行程とすること。

＜留学中の安全及びサポートに関すること＞

- ア 研修先の天候・災害や感染症等の情報収集に努め、留学生徒及び引率者の安全に関して必要な対策等を講じること。天候や航空機の運航状況によって予定していた研修行程に変更が生じた場合は、代替移動手段・食事・宿泊・研修内容について本市と協議のうえ、受注者において手配を行うこと。
- イ 留学中の緊急時・平常時の本市との連絡体制について明確にすること。
- ウ 研修先については、本市留学事業の主旨を理解し、受け入れ実績等をふまえて、連絡調整等が迅速に対応できる研修先を選定すること。

- エ 生徒の滞在先から研修先までの移動等については、十分に安全配慮がなされていること。
- オ 滞在先の選定については、安全性と受け入れ実績等を十分考慮し、適切に決定すること。

＜その他現地滞在及び渡航手続きに関すること＞

- ア 留学生徒の日本空港施設使用料、現地空港諸税、eTA（電子渡航認証）申請代行手数料、パスポート取得費用、超過手荷物運搬料及び海外旅行保険料は参加者負担とする。
- イ 本市引率者2名分の海外旅行保険加入、eTA（電子渡航認証）申請代行を受注者において行うこと。
- ウ 現地滞在中の連絡通信手段として、本市引率者2名分のWi-Fiルーター及び携帯電話の手配を行うこと。
- エ 国内移動中に食事の提供が必要な行程になる場合は、受注者において手配・提供を行うこと。

6. 検査等

- (1) 受注者は本業務（4に規定した（1）、（2）及び（3）の業務全て）を完了したときは、速やかに本市へ報告し、完了検査を受ける。
- (2) 福知山市は受注者から業務完了届が提出されたときは、業務の完了を確認するための検査を実施する。
- (3) 受注者は、自らの責に帰すべき理由による履行内容に不足等が発見された場合は、速やかに訂正または補足、その他の処置を執る。
- (4) 受注者は検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

7. 支払方法

福知山市は受注者からの業務完了検査合格後の請求があったときは、適法な請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払う。

8. 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務に遂行するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、9の規定により本業務を本市の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受注者に対して、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守させなければならない。

9. 再委託の禁止

受注者は、本市の承認を受けずに再委託をしてはならない。

10. その他留意事項

- (1) 受注者は、法令に基づく社会保険に加入していること。
- (2) 受注者は、業務履行に当たり暴力団等から不当要求または業務妨害等を受けた場合は、福知山市暴力団等排除措置要綱に基づき速やかに福知山市職員に報告し、警察署へ届け出ることとする。
- (3) 業務等の実施にあたり、旅行業法その他関連する各種法令等を遵守し業務の円滑な遂行を図ること。
- (4) 受注者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (5) 受注者が業務実施に当たり、第三者に損害を与えた場合、一切の責は受注者が負うものとする。
- (6) 天災、地変、暴動、戦乱や交通機関の突然のストライキ等、事前に管理できない事由により旅程を変更または中止が必要な事態になった場合や、燃油付加運賃・航空保険料や為替相場の大幅な変動があった場合は、双方協議の上、必要費用の増減について決定するものとする。
- (7) 契約締結後に本市の判断によって下記ア～ウのいずれかに該当した場合は、下記のとおり取消手数料（た

だし、契約金額を上限とする。以下同じ。)を受注者に支払うものとする。なお、前項(6)の内容に起因して取消しを行う場合は、双方協議の上、取消手数料を決定する。

ア 海外留学プログラムを催行中止した場合

- ・ 契約締結後、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 31 日前まで
… 企画運営管理費
- ・ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目以降 3 日前まで
… 海外留学プログラム実施費用のうち生徒及び引率者費用に該当する金額の 20%
+ 企画運営管理費
- ・ 旅行開始日の出発前々日～前日まで
… 海外留学プログラム実施費用のうち生徒及び引率者費用に該当する金額の 50%
+ 企画運営管理費
- ・ 旅行開始当日
… 海外留学プログラム実施費用のうち生徒及び引率者費用に該当する金額の 100%
+ 企画運営管理費

イ 予定していた国際交流会(令和9年1月31日)を中止した場合

- ・ 令和9年1月24日まで … 国際交流会企画・実施費用の 50%
- ・ 令和9年1月25日以降当日まで … 国際交流会企画・実施費用の 100%

ウ 参加者(生徒もしくは引率者)の変更もしくは不参加の場合

- ・ 契約締結後、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 61 日前まで
… 1 名あたり 60,000 円(税抜)
- ・ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 60 日目以降 1 日前まで
… 海外留学プログラム実施費用のうち生徒もしくは引率者費用に該当する金額の 50%
- ・ 旅行開始日当日以降・無連絡不参加・途中離団時
… 海外留学プログラム実施費用のうち生徒もしくは引率者費用に該当する金額の 100%
及び燃油付加運賃・航空保険料、引率者 現地空港諸税、引率者 海外旅行保険料の該当する金額の実費

(8) その他内容に定めのない事項または疑義を生じたときは、その都度双方協議の上、解決するものとする。

(9) 入札書に記載する金額は別記2のとおり、当該業務の仕様書等に基づく業務委託費とすること。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を損害することのないよう努めなければならない。

（機密の保持）

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（目的外収集・利用の禁止）

第3条 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

（第三者への提供の禁止）

第4条 受注者は、この契約による業務を処理するため、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等がある場合は、発注者の承認なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第5条 受注者は、この契約による業務を処理するため、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等がある場合は、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（適正管理）

第6条 受注者は、この契約による業務を処理するため、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報の滅失及び毀損の防止に努めるものとする。

（資料等の整理）

第7条 受注者は、この契約による業務を処理するため、発注者から提供を受け、又は受注者は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、その契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（事故の場合の処理）

第8条 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

別 記 2

業務委託費に含むもの	
留学生徒	・現地研修プログラム費用（現地校授業料、教材費、交流プログラム費用、現地コーディネート費用、バディ手配費用） ・滞在費用（ホームステイ／2～3名1家庭想定） ・移動に係る専用車代金 ・食事費用 ・観光費用 ・航空券代金（エコノミークラス利用） ・燃油付加運賃・航空保険料 112,000円／名（免税）（※1） ・チップ（現地ドライバー・ガイドのチップ） ・添乗員費用（1名分）
引率者	・現地研修プログラム費用（交流プログラム費用、コーディネート費用） ・滞在費用（ホテル／1名1室利用） ・専用車代金 ※注：ホテル～学校間を除く。 ・観光費用 ・航空券代金（エコノミークラス利用） ・燃油付加運賃・航空保険料 112,000円／名（免税）（※1） ・日本空港施設使用料（国際観光旅客税を含む） ・現地空港諸税（課税対象外） ・海外旅行保険料（非課税） ・eTA(電子渡航認証)申請代行手数料（申請実費を含む） ・現地ホテル～現地校間の移動費用
諸経費	・現地滞在中の Wi-fi ルーター、携帯電話（※2）の借用及びその使用料（引率者2名分）（※1） ・国内移動時の食事代 ※注：留学生徒分のみ ・イレギュラー時の延泊費用（ホテル1泊分）（※1）
その他	・国際交流会 企画・実施費用 ・事前学習会 企画・実施費用
業務委託費に含まないもの	
留学生徒	・日本空港施設使用（国際観光旅客税を含む） ・現地空港諸税 ・パスポート取得費用 ・航空会社規定を超える手荷物運搬料 ・海外旅行保険料 ・個人的諸経費（電話代、お小遣い等）
引率者	・食事費用 ※注：機内食を除く ・パスポート取得費用 ・航空会社規定を超える手荷物運搬料 ・個人的諸経費（お小遣い等）

（※1）本市と協議のうえ、留学終了後に実費を清算すること。

（※2）緊急時に現地校やホストファミリー及び引率者同士が相互に連絡がとれるもの。